

(実施基準)

第1 総括的事項

1 一般的基準

- (1) 本事業は、地域の実情に応じつつ、国庫補助事業やその他の関連する事業との連携のもとに計画的、総合的に実施する。この場合において、市町村長は、それぞれの事業間の相互連携に十分配慮するとともに、関係機関・団体等との密接な連携のもとに、事業実施主体等に対して必要な助言及び指導を行う。
- (2) 補助対象事業費は、当該事業の対象地域の実情に即した適正な価格により算定し、機械整備の事業規模については、事業目的に合致する程度とする。
- (3) 事業実施主体が、自費若しくは他からの助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは認めない。
- (4) 事業内容が、国庫補助事業等他の事業で対象となる場合には、それらを優先的に活用する。
- (5) 補助対象事業は、単年度に完了することを原則とする。
- (6) 事業の継続的な効果の発現を図るため、共済事業等への積極的な加入に努めることとする。
- (7) 事業の着手は補助金の交付決定に基づき行うものとする。

2 機械について

機械の整備については、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 補助の対象とする機械は、歩行型水田除草機（島根県農業技術センター及びみのる産業株式会社の共同開発商品に限る）とし、新品のものとする。
- (2) 既存の機械の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新。）は、補助事業の対象としないものとする。

3 事業実施設計書の作成（機械を整備する事業：交付要綱別表の事業区分3のうち機械導入）

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画等に基づき補助対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続きを行って、事業実施設計書（様式第10号）を作成する。

第2 事業実施に関する事項

- 1 機械を整備する事業（交付要綱別表の事業区分3のうち機械導入）を除き、補助対象経費の内容は、次に掲げるとおりとする。

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|----------------------------------------------|
| 報 償 費 | 講師謝礼、視察料 |
| 旅 費 | 普通旅費 |
| 需 用 費 | 消耗品費、光熱水費、印刷製本費、修繕費、資料費、食糧費（事業遂行上特に必要なものに限る） |
| 役 務 費 | 通信運搬費、手数料 |
| 委 託 料 | 各種調査研究の委託料 |
| 使用料及び賃借料 | 建物、機械・器具、自動車等の借り上げ料及び損料 |
| 原 材 料 費 | 実験・実証材料費、加工用原材料費、工所用材料費 |
| 備 品 購 入 費 | 資料として必要な図書等の購入経費 |
| 負 担 金 | 研修負担金、イベント等参加負担金 |
| そ の 他 | 上記以外のもので事業遂行上特に必要と思われる費用 |

※人件費は補助対象外とする。

※燃料費（ガソリン代）は対象外とする。

2 機械を整備する事業（交付要綱別表の事業区分3のうち機械導入）

(1) 機械整備の施行方法

機械整備の施工方法は、直営施工によるものとし、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一

一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、事業実施主体で競争入札に付しがたい場合は、事業を実施する市町村又は県の規程を準用することとする。

また、競争入札の結果、落札に至らない場合にあつては、随意契約によることができる。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を様式第11号により、知事に報告するものとする。

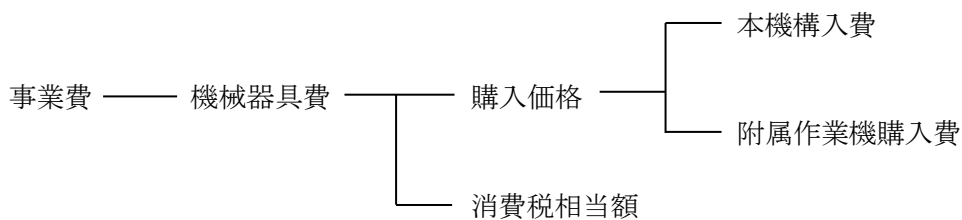
(2) 書類の整備及び保管

事業の実施に当たっては、事業に係る工程が明らかとなる仕様書、積算資料、図面、写真及び作業記録簿並びに資材購入等に要する経費が明らかとなる書類を整備し、保管する。

第3 補助対象事業費の内容、構成及び積算について

1 補助対象事業費の構成

補助対象事業費の構成は、機械の整備にあつては以下を標準とする。



2 補助対象事業費の積算及び取扱い

補助対象事業費は、次により積算するものとする。

(1) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算し、その積算は、機械器具価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

第4 補助対象事業により整備した機械の管理運営等について

事業実施主体は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した機械を、次に掲げるところにより、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること。

1 管理主体

(1) 機械の管理は、事業実施主体が行う。

2 管理の方法

(1) 事業実施主体は、その管理する機械について、所定の手続きを経て管理規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、機械の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努める。

(2) 管理規程には、次に掲げる事項のうち必要な項目を明記する。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 利用者の範囲
- カ 利用方法に関する事項
- キ 保全に関する事項
- ク 償却に関する事項
- ケ 管理運営の収支計画に関する事項
- コ その他必要な事項

(3) 事業実施主体は、機械の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、機械の管理運営日誌等を適宜作成し、整備保存する。

3 処分等の手続き

- (1) 事業実施主体は、機械の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を当該機械の処分制限期間内に行おうとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- (2) 事業実施主体は、機械について、その処分制限期間内に立地条件その他社会経済的情勢の変化等により、当該補助金の交付の目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになった場合であって、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第13条に基づく財産処分として、当該機械を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときには、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 上記（2）に規定する手続きは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて行うこととする。

第5 事業の推進体制

1 市町村段階

市町村長は、関係機関・団体の協力を得つつ、地域の自主性と創意工夫に十分に配慮した指導・助言を行う等、事業の効果的・効率的な推進に努める。

2 県地方機関段階

隠岐支庁長、農林水産振興センター所長は、地域の実態に即し、かつ、市町村の自主性と創意工夫を生かした事業の効果的な推進が図られるよう努めるとともに、国庫補助事業等他事業との有機的な連携に配慮しながら、事業を機動的かつ適正に推進する。

3 本庁の助言等

本庁では、事業により市町村の特色ある産業育成が図られるよう助言にあたりるとともに、事業成果の検証及び分析を行う。